

困つたなあ

レジ
モード

佐々木知子の 法律相談



佐々木 知子
さ さ き ともこ

弁護士
帝京大学法学部教授

夫との生活が苦痛です。
どうすれば離婚できますか?

夫と離婚したいのですか
んと言つてくれません。

大学は違いますが、同じ年の夫と知り合って、10年前に結婚しました。6歳の男児が一人。最初は優しい人だと思っていましたが、どうやら、彼の心の中には、これまでの人生で経験したことのない、深い恨みや怒りが宿っているのです。

したが、家事はほんまにしないし、何より育児が嫌い。子供と一緒に遊ぶなどもっての外で、一人で飲みに行ったり、自分のもの

だけ買つたり…。

服の様子。給料は今や私の方がずっと多いくらいで、夫は賃料の半分を負担する以外は月に5万円くれるだけ、それもお

いわゆる「コミュ障」というかK-Y（空気が読めない）の方です。ね。大人の発達障害は最近よく聞くようになり男性に多いようです。

存じ上げないので分かりませんが、発達障害その他の診断名が付いたからといって離婚できるわけではない。精神疾患で最も重篤とされる統合失調症（かつての

精神分裂病)でさえ、相手の今後の生活を考えてなかなか認めてもえられないくらいなのです。ただ、友人がゼロというのは性格的

合（4号）、「その他婚姻を継続し難い重大な事由がある場合」（5号）と列挙していく。1～4号の事由があつても一切の事

婚に応じてくれなければ裁判を提起するわけです（調停が不調にならないと裁判は提起できない）。

がいなかつたので、その間に離婚するのであればすと簡単でした
おつしやる通り、子供が小さい場合、裁判所は離婚をなかなか認めません。

民法第770条1項は裁判離婚を認める理由として、相手の不貞行為（1号）、悪意の遺棄（2号）、生死が3年以上不明の場合（3号）、強度の精神病にかかり回復の見込みがない場

もありかなと思います。その上で離婚調停を起こし、そこで離

綻しているとして認めてくれる可能性は高くなると思いますよ。

生活面でも精神面でも一緒にいても益はないどころか苦痛にすらなるので、親とも相談して離婚したいと切り出しましたが

聞く耳持たずで話になりませ
ん。まずは別居したいと言つて
も同じ。暴力があるわけでも女

卷之三

三時 分

さく
の一覧

合（4号）、「そり也皆因と迷走

し難い重大な事由がある場合」
(5号)と列挙していく。1～4号の事由があつても一切の事

お話しでは協議離婚は残念なが
と認める時は離婚の請求を棄却
できるとしています（同2項）。

ら無理な様子。とはいえ苦痛で
しかない同居でこちらがノイロ
ーゼや鬱になつては元も子もな
いので、あまり力りこぼはない

いので、お手紙を書くのはないですが、いわば実力行使で別居に踏み切り、置き手紙で連絡がで離婚調停を起こし、そこで離